

枚方市教育委員会規程第 2 号

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 専決者 専決することができる者をいう。

第 3 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、同条第 5 号に次のただし書を加える。

ただし、重要なものに限る。

第 3 条中第 5 号を第 3 号とし、第 6 号及び第 7 号を 2 号ずつ繰り上げ、同条第 8 号中「陳情」を「重要な陳情」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 9 号を同条第 7 号とし、同条第 10 号から第 12 号までを削り、同条第 13 号を同条第 8 号とする。

第 4 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「選考の実施及び採用予定者の登録並びに」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号を同条第 6 号とする。

第 5 条第 1 号中「重要な行事」を「教育文化センターの重要な行事」に改め、同条第 2 号中「事務」を「教育文化センターの事務」に改め、同条第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 5 号とする。

第 7 条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 9 号を削り、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。）の選考の実施及び採用予定者の登録に関する事。

第 7 条中第 10 号を第 8 号とする。

第 8 条中第 4 号から第 7 号までを削り、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 次に掲げる事業を行うための場所の提供に関する事。

イ 教育相談事業

ロ 不登校の児童又は生徒の社会的自立に資するための相談及び指導を行う事業

ハ 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある幼児、児童及び生徒についてその機能の維持向上を図るための言語訓練その他の訓練を行う事業

第 8 条第 8 号中「教育文化センターの」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条中第 9 号を第 6 号とする。

第 10 条を次のように改める。

(中央図書館課長代理の専決事項)

第 10 条 中央図書館課長代理が専決する事項は、おおむね別表中央図書館課長代理の欄に掲げる事項に関する事とする。

第14条及び第15条を削り、第13条中「次の」を「決裁を受ける事項について、次の」に改め、「決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が」を削り、「その事項を」を「当該事項について」に改め、同条後段を削り、同条の表中「代決者」を「代決することができる者」に、

中央図書館長	中央図書館統括課長代理（担当する事務に限る。）
中央図書館統括課長代理	中央図書館係長（担当する事務に限る。）

を

中央図書館長	1 中央図書館課長代理 2 中央図書館係長（担当する事務に限る。）
中央図書館課長代理	中央図書館係長（担当する事務に限る。）
中央図書館係長	中央図書館課長代理

に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、代決することができる者が複数いるときは、所属上司は、あらかじめ、それらの者の代決の順序を定めておくものとする。
- 3 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、次に掲げる事項については、代決により処理してはならない。
 - (1) あらかじめ、代決してはならないとの指示を受けた事項
 - (2) 自己又は自己より上位の職にある者に対する出張命令、時間外勤務命令、有給休暇の承認等
 - (3) おいしい給食課長、中央図書館長及び教育文化センター館長並びに共同調理場長及び中央図書館課長代理の決裁を受ける事項のうち人事事項
- 4 代決する者が不在の場合又は前項ただし書の規定により代決ができない場合において、なお特に決裁する必要があるときは、専決者の所属上司が代決をするものとする。

第13条を第14条とし、第12条中「専決した者は、必要があると認めるとき、」を「専決者は、専決した場合において、必要と認めるとき」に、「その専決した事項を」を「当該専決した事項について」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削り、第10条の次に次の2条を加える。

（中央図書館係長の専決事項）

第11条 中央図書館係長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 館外貸出票の交付に関する事。
- (2) 多目的室、会議室及び集会室の使用に関する事。
- (3) 自動車の使用及び管理に関する事。
- (4) 別表中央図書館係長の欄に掲げる事項に関する事。

(専決の制限)

第12条 第3条から前条までの規定にかかわらず、専決者は、次の各号のいずれかに該当する事項の処理に当たっては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例な事項
- (2) 疑義のある事項
- (3) 紛争があり、又は将来その原因となると認められる事項
- (4) 先例となる事項
- (5) 特に所属上司から指定された事項

第15条として、次の1条を加える。

(代決後の手続)

第15条 代決した者は、代決した事項のうち必要と認めるものについては、事後速やかに、当該不在であった者に報告しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第3条－第11条関係）

決裁・専決権者		教育長	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長 中央図書館課長代理	中央図書館係長
サービスに係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張		中央図書館長	教育文化センター館長	所属職員				
			附属機関の委員等						
	近畿圏内の出張で宿泊を要しないもの		中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長	中央図書館課長代理	所属職員	所属職員	
	時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他サービス		中央図書館長	教育文化センター館長	所属職員				
文書等に係るもの	照会・回答・通知・依頼・報告・届出	重要	比較的重要		○				軽易又は定例
	進達・副申・申請	重要	法定又は定例						
	公示・公示送達		重要		軽易				
	閲覧・証明								○

備考

- この表における「共同調理場長」とは、第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長をいう。
- この表における「附属機関の委員等」とは、附属機関の委員その他の構成員等の特別職の職員をいう。
- この表における「近畿圏」とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県をいう。

(枚方市教育委員会パーソナルコンピュータ管理運営規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会パーソナルコンピュータ管理運営規程(平成10年枚方市教育委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「(枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)」を削り、「同条例及び枚方市個人情報保護条例施行規則(平成10年枚方市規則第54号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づく命令並びに枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年枚方市条例第33号)及び枚方市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年枚方市規則第24号)」に改める。

(枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程(平成24年枚方市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び」を「又は」に改める。

第11条第4項中「学校教育部学校教育室教職員課」を「学校教育部教職員課」に改める。

(枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会庁内委員会規程(平成26年枚方市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会の項を削り、同表学校規模等適正化検討委員会の項中「総合教育部新しい学校推進室」を「総合教育部新しい学校推進課」に改め、同表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項及び枚方市支援教育充実検討委員会の項中「学校教育部教育支援室児童生徒支援課」を「学校教育部支援教育課」に改め、同表児童の放課後対策検討委員会の項中「学校教育部教育支援室放課後子ども課」を「学校教育部放課後子ども課」に改め、同表学校表簿・文書検討委員会の項、教育課程検討委員会の項及び中学校部活動の在り方検討委員会の項中「学校教育部学校教育室教育指導課」を「学校教育部教育指導課」に改め、同表ネクスト・ギガ・リプレイス検討委員会の項中「学校教育部学校教育室教育研修課」を「学校教育部教育研修課」に改める。

(枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第5条 枚方市教育委員会文書取扱規程(平成31年枚方市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「室及び」を削り、同号ハ中「新しい学校推進室設置規則」を「新しい学校推進課設置規則」に、「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

第5条第2項中「統括課長代理」を「課長」に改め、同項後段を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「、課長が指示するところにより」を削り、同条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「統括課長代理」を「係長(課長が特に必要があると認める場合にあつては、その指名する主幹又は課長代理。以下同じ。)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項を削り、同条に次の1項を加える。

5 課長代理(前項に規定する事務を課長代理が担任する場合にあつては、課長。)は、係長が不在であるときは、当該係長に代わって文書の処理に関する事務を処理する。

第8条第4項第1号、第11条及び第19条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

第20条第1項中「統括課長代理」を「係長」に改め、同条第2項中「室長、」を削り、同条第3項中「統括課長代理」を「係長」に改め、同条第4項中「平成10年枚方市教育委員会規程第2号」を「令和6年枚方市教育委員会規程第1号」に改める。

第24条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

第31条第3項第4号中「枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方市条例第39号)第23条第1項に規定する開示等請求」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは同法第98条第2項に規定する利用停止請求」に、「枚方市情報公開条例第10条第1項」を「同条例第10条第1項」に、「枚方市個人情報保護条例第24条第1項」を「同法第78条第1項第4号」に改め、「開示決定等」の次に「、同法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項に規定する利用停止決定等」を加える。

第42条中「統括課長代理」を「係長」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 事務局文書記号

部	課	記号
総合教育部	教育政策課	教総政
	新しい学校推進課	教総新
	おいしい給食課	教総給
学校教育部	学校支援課	教学支
	児童生徒課	教学児
	支援教育課	教学援
	放課後子ども課	教学放
	教職員課	教学職
	教育研修課	教学研
	教育指導課	教学指

附 則 [令和6年3月31日公布]

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。